

◇マイナンバー法に基づく本人確認

マイナンバー制度では、本人またはその代理人からマイナンバーの提供を受ける時にマイナンバー法の本人確認を行うことが義務付けられています。

本人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認にあたっては、マイナンバーが正しい番号であることの確認（① **番号確認**）と、マイナンバーを提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（② **身元（実存）確認**）、2つの確認を書類等で確認させていただきます。

① **番号確認（マイナンバーの確認）**：提供されたマイナンバーが正しい番号であることの確認

② **身元（実存）確認**：マイナンバーの提供を行う者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認

※ 代理人からマイナンバーの提供を受ける場合は、i 代理権の確認、ii 代理人の身元（実存）確認、iii 本人の番号確認を書類等で確認させていただきます。

◇番号確認書類と身元（実存）確認書類（**詳細は次頁以降**）

① 番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し）

② 身元（実存）確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）

で本人確認を行います。

!! 重要 !!

本市で国民年金に係る手続きを受ける場合、**マイナンバーの提供を受ける受けないに関わらず、原則、**マイナンバー法第16条に基づき、次のとおり本人確認（マイナンバーの確認と身元（実存）確認）を実施します。なお、代理人が本人のマイナンバーを提供する場合は、本人のマイナンバーの確認にあわせて、戸籍謄本、委任状等の書類による代理権の確認と、代理人の身元（実存）確認を行います。

【本市が本人からマイナンバーの提供を受ける場合（国民年金に係る手続き）】

○対面・郵送による場合（対面の場合は原本により確認。郵送の場合は原本またはその写しにより確認）

マイナンバーの確認

■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認

- ①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

身元（実存）確認

■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認

- ① マイナンバーカード
② 運転免許証、運転経歴証明書
③ 住民基本台帳カード（写真付きのもの）
④ 旅券（パスポート）
⑤ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
⑥ 在留カード、特別永住者証明書
⑦ 官公署等が発行した資格証明書で次に掲げるもの（写真付き）☆

○ 船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）

- ・ ⑩の預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードはマイナンバーによる届出、申請時には利用できません。
- ・ ☆印(⑦、⑬、⑮、⑯、⑰)については、氏名、生年月日(又は住所)が記載されたものに限る。
- ・ 資格(身分)証明書(官公署等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの)は原本の提示が必要(写しや画像は不可)です。
- ・ 日本年金機構が基礎年金番号・氏名・住所等を予め印字して本人に交付した届書等については、当該届書等を使用して届出を行う場合には、これを身元(実存)確認書類として扱います。

■左記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認（異なる丸数字の組合せが必要）

- ⑧ 被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合）
⑨ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
⑩ 住民基本台帳カード（写真付きでないもの）
⑪ 公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書または恩給証書
⑫ 年金手帳
⑬ 日本年金機構が交付した通知書（年金額改定通知書、年金振込通知書等）☆
⑭ 印鑑登録証明書
⑮ 学生証（写真付きのもの）☆
⑯ 官公署等が発行した身分証明書（写真付き）☆
⑰ 官公署等が発行した資格証明書（写真付きのもので⑦に掲げる書類以外のもの）☆
⑱ 金融機関またはゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカード

【本市が本人の代理人から本人のマイナンバーの提供を受ける場合（国民年金に係る手続き）】

	対面・郵送による場合（郵送の場合は写しで可）
代理権の確認	<p>■ 次に掲げる書類による確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人の場合：戸籍謄本、登記事項証明書（法務局）、裁判書謄、審判確定証明書（裁判所） ・任意代理人の場合：委任状 <p>■ 上記による確認が困難な場合は、官公署等から本人に対し一に限り発行、発給された書類（本人の健康保険証等身元（実存）確認書類のいずれか1点）</p> <p>◎ 同一世帯の人の手続きについて、代理権の確認は必要ありません（手続きをすることに同意していることが前提）。ただし、代筆する場合は印鑑（シャチハタ等は好ましくない）の持参が必要です。</p>
代理人の身元（実存）確認	■ 本人の場合に準じた方法による確認
本人のマイナンバーの確認	■ 本人の場合に準じた方法による確認

◆ 手続き時の確認例

- ① 申請者本人の身元（実存）確認できるもの＋マイナンバー
- ② 申請者本人の身元（実存）確認できるもの＋（マイナンバーによる手続きができない場合）基礎年金番号か氏名検索
- ③ 窓口に来た人の本人の身元（実存）確認できるもの＋同一世帯の人（申請者）のマイナンバー（印鑑あり）
- ④ 窓口に来た人の本人の身元（実存）確認できるもの＋（マイナンバーによる手続きができない場合）同一世帯の人（申請者）の基礎年金番号か氏名検索（印鑑あり）
- ⑤ 窓口に来た人の本人の身元（実存）確認できるもの＋別世帯の人（申請者）のマイナンバー（代理権の確認・印鑑あり）
- ⑥ 窓口に来た人の本人の身元（実存）確認できるもの＋（マイナンバーによる手続きができない場合）別世帯の人（申請者）の基礎年金番号か氏名検索（代理権の確認・印鑑あり）